「ないすらいふプラン」追補

令和８年１０月１日

「ないすらいふプラン」記載内容のうち、令和７年４月から雇用保険制度の見直し、令和８年４月から年金額の変更、令和８年８月から雇用保険の基本手当日額上下限の変更や高額療養費制度の見直し、令和８年 10 月から短時間労働者の賃金要件の撤廃等が行われましたので、概略をお知らせいたします。

第２章　私たちの年金（該当：本書 P12～P35）

令和８年度年金額の改定

令和８年度年金額改定の指標となる令和７年平均の物価変動率は 3.2%、名目手取り賃金変動率は 2.1%となりました。名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、年金額は名目手取り賃金変動率で改定されます。

ただし、令和 8 年度のマクロ経済スライドによる年金額の調整（国民年金は▲0.2%、厚生年金（報酬比例部分）は▲0.1%）が行われたため、国民年金は 1.9%、厚生年金（報酬比例部分）は 2.0%の引上げとなりました。

P13　定額単価

令和 8 年度価格（新規裁定者の場合）：1,766 円　　（令和 7 年度：1,734 円）

※平成 16 年度価格の定額単価に乗ずる令和 8 年度の改定率（新規裁定者の場合）：1.085（令和 7 年度：1.065）

P14　加給年金（令和 8 年度価格）

項　　目	支給額
配偶者	243,800 円
子（第 1 子・第 2 子 1 人につき）	243,800 円
子（第 3 子以降 1 人につき）	81,300 円
配偶者の特別加算額	
昭和　9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	36,000 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	71,940 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	108,000 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	143,900 円
昭和 18 年 4 月 2 日以降	179,900 円

P15　在職老齢年金

令和 8 年度支給停止調整額：650,000 円　（令和 7 年度：510,000 円）

P17　老齢基礎年金

令和 8 年度価格（満額・新規裁定者の場合）：847,300 円　（令和 7 年度：831,700 円）

P25　第三号被保険者

これまでは短時間労働者の賃金要件として 8.8 万円以上の基準がありましたが、令和８年 10 月１日に撤廃されました。

P25　振替加算額（令和 8 年度価格）　（昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれの分は省略）

生年月日	加算額	生年月日	加算額
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日生まれ	165,308 円	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生まれ	87,516 円
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日生まれ	158,744 円	昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日生まれ	80,952 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生まれ	152,424 円	昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日生まれ	74,632 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生まれ	145,860 円	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日生まれ	68,068 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日生まれ	139,296 円	昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日生まれ	61,504 円
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれ	132,976 円	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生まれ	55,184 円
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日生まれ	126,412 円	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ	48,760 円
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生まれ	119,848 円	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生まれ	42,177 円
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日生まれ	113,528 円	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日生まれ	35,839 円
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれ	106,964 円	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日生まれ	29,256 円
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日生まれ	100,400 円	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ	22,673 円
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日生まれ	94,080 円	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生まれ	16,335 円

P28　特別障害給付金（令和 8 年度価格）

障害等級	支給額
1 級	月額 58,650 円（2 級の額×100 分の 125）
2 級	月額 46,920 円

P29　障害基礎年金（令和 8 年度価格・新規裁定者の場合）

1 級障害		1,059,125 円	2 級障害		847,300 円
子の加算	第 1 子	243,800 円	子の加算	第 1 子	243,800 円
	第 2 子	243,800 円		第 2 子	243,800 円
	第 3 子以降／人	81,300 円		第 3 子以降／人	81,300 円

P29　障害厚生年金（令和 8 年度価格・新規裁定者の場合）

項　　目	支給額
3 級障害の障害厚生年金の最低保障額	635,500 円
1・2 級障害の配偶者加給年金額	243,800 円
障害手当金の最低保障額	1,271,000 円

P30　遺族基礎年金（令和 8 年度価格・新規裁定者の場合）（円）

子の数	子のある配偶者に支給される年金額			子のみの場合に支給される年金額		
	基礎年金額	加算額	支給額	基礎年金額	加算額	支給額
1 人	847,300	243,800	1,091,100	847,300	—	847,300
2 人	847,300	487,600	1,334,900	847,300	243,800	1,091,100
3 人	847,300	568,900	1,416,200	847,300	325,100	1,172,400

※3 人目以降は、1 人増えるごとに 81,300 円加算されます。

第３章　雇用保険（該当：本書 P36～P41）

P36　自己都合退職の待期期間
下の（注）の自己都合退職の待期期間が、退職日が令和７年４月１日以降である場合は、原則２カ月→原則１カ月に変更になりました（３カ月はそのまま）。

P37　賃金日額上下限額・基本手当日額上下限額（令和８年８月１日から適用）

年齢区分	賃金日額上限額	賃金日額下限額	基本手当日額上限額	基本手当日額下限額
45 歳以上 60 歳未満	18,220 円	3,203 円	9,110 円	2,562 円
60 歳以上 65 歳未満	17,400 円		7,830 円	

P37　就業手当
下のコラムにある就業手当が令和７年４月１日で廃止されました。ただし、３月 31 日までに支給要件を満たしている人には支給されます。

P38　高年齢雇用継続基本給付金の支給額（令和７年４月１日以降に 60 歳に達する人）
・60 歳以上 65 歳未満の各月の賃金が 60 歳時点の賃金の 64%以下
　→各月の賃金の 10%相当額
・60 歳以上 65 歳未満の各月の賃金が 60 歳時点の賃金の 64%超 75%未満
　→低下率に応じて各月の賃金の 10%相当額未満の額

P38　高年齢雇用継続基本給付金（令和８年８月１日から適用）
支給限度額：397,369 円

P38　高年齢求職者給付金の計算基礎になる基本手当日額上限（令和８年８月１日から適用）
基本手当日額上限：7,830 円

P39　高年齢雇用継続給付を受けている場合の年金支給停止額
（令和７年４月１日以降に 60 歳に達した人、再就職した人）
支給停止額：標準報酬月額の４％相当額を限度

P40　基本手当受給中に、内職等で収入を得た場合の減額の計算基礎になる収入（令和８年８月１日から適用）
収入：1 日分の収入－1,429 円

P41　60 歳以上の働き方と雇用保険・年金の関係
これまでは短時間労働者の賃金要件として 8.8 万円以上の基準がありましたが、令和８年１０月１日に撤廃されました。

第４章　健康保険と介護保険（該当：本書 P42～P49）

P45　70 歳未満の方の自己負担限度額（令和８年８月１日から適用）

所得区分			世帯単位（21,000 円以上の負担を合算）	
	健康保険 （標準報酬月額）	国民健康保険 （基礎控除後の世帯の 年間総所得額等）	限度月額 ＜多数該当の場合＞	年間上限
ア	83 万円以上	901 万円超	270,300 円 ＋(医療費－90.1 万円)×1% ＜140,100 円＞	168 万円
イ	53 万円～79 万円	600 万円超～901 万円以下	179,100 円 ＋(医療費－59.7 万円)×1% ＜93,000 円＞	111 万円
ウ	28 万円～50 万円	210 万円超～600 万円以下	85,800 円 ＋(医療費－28.6 万円)1% ＜44,400 円＞	53 万円
エ	26 万円以下	210 万円以下	61,500 円 ＜44,400 円＞	53 万円※
オ	低所得者 （住民税非課税世帯）	住民税非課税世帯	36,900 円 ＜24,600 円＞	29 万円

※　年収換算で約 200 万円未満であることが確認できた場合、年間上限額が 41 万円となり令和９年８月以降に償還払い。

P45　70～74 歳の方の自己負担限度額（令和８年８月１日から適用）

所得区分				限度月額		
		健康保険 （標準報酬月額）	国民健康保険 （課税所得）	個人単位 （外来のみ）	世帯単位（外来＋入院） ＜多数該当の場合＞	年間 上限
現役並み所得者	Ⅰ	83 万円以上	690 万円以上		270,300 円 ＋(医療費－90.1 万円)×1% ＜140,100 円＞	168 万円
	Ⅱ	53 万円 ～79 万円	380 万円以上		179,100 円 ＋(医療費－59.7 万円)×1% ＜93,000 円＞	111 万円
	Ⅲ	28 万円 ～50 万円	145 万円以上		85,800 円 ＋(医療費－28.6 万円)×1% ＜44,400 円＞	53 万円
一般		26 万円以下	145 万円未満	22,000 円 (年 21.6 万円)	61,500 円 ＜44,400 円＞	53 万円※
低所得者Ⅱ				11,000 円 (年 9.6 万円)	25,700 円 ＜24,600 円＞	29 万円
低所得者Ⅰ				8,000 円	15,700 円	18 万円

※　年収換算で約 200 万円未満であることが確認できた場合、年間上限額が 41 万円となり令和９年８月以降に償還払い。

高額療養費制度に年間上限を創設

長期にわたり治療を継続している方が将来の医療費負担に見通しを立てやすくなるよう、令和８年８月から、高額療養費に年間の上限額が設けられました。８月１日から翌年の７月 31 日までの１年間の自己負担額の合計が年間上限に達した場合、上限を超えて負担した自己負担分が申請により還付されます。